

第16号議案

令和5年度京都府流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度京都府流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|--|----|
| (1) 流域関連市町 | 京都市、宇治市、宮津市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町及び与謝野町 | |
| (2) 年間総処理水量 | 114,887,000立方メートル | |
| (3) 一日平均処理水量 | 313,899立方メートル | |
| (4) 主要な建設改良事業 | | |
| ア 桂川右岸流域下水道事業 | 雨水南幹線施設 | 一式 |
| イ 木津川流域下水道事業 | 水処理施設 | 一式 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	流域下水道事業	収益		13,850,330千円
第1項	営業	収益		7,247,222千円
第2項	営業外	収益		6,603,108千円
		支	出	

第 1 款	流域下水道事業費用	14,888,854千円
第 1 項	営業費用	14,593,243千円
第 2 項	営業外費用	295,611千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,292,474千円は、損益勘定留保資金等 1,292,474千円で補填するものとする。)

収 入		
第 1 款	資本的収入	7,888,112千円
第 1 項	企業債	2,888,000千円
第 2 項	出資金	484,362千円
第 3 項	負担金	1,184,250千円
第 4 項	補助金	3,331,500千円

支 出		
第 1 款	資本的支出	9,180,586千円
第 1 項	建設改良費	6,085,335千円
第 2 項	企業債償還金	3,095,251千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道事業営業費用	令和5年度から令和6年度まで	489,000 <small>千円</small>

令和5年度流域下水道事業建設改良費

令和5年度から令和8年度まで

5,531,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------|---|
| 起債の目的 | 建設改良資金等に充てるため。 |
| 限度額 | 2,888,000千円 |
| 起債の方法 | 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） |
| 利率 | 年10.0%以内 |
| 償還の方法 | (1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。
(2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。
(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 499,663千円

(他会計からの補助金)

第9条 減価償却費、企業債利息及び高度処理に要する経費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,319,364千円と定める。

令和5年2月2日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊